

議案第 57 号

天理市立地域活動支援センター条例の一部改正について

天理市立地域活動支援センター条例の一部を次のように改正しようとする。

平成22年 9 月 6 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市立地域活動支援センター条例の一部を改正する条例

天理市立地域活動支援センター条例（平成13年 9 月天理市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出し中「減免」を「免除」に、同条中「次の」を「利用者の属する世帯が次の」に改め、「当該各号に定める」を削り、「減免」を「免除」に改め、同条第 1 号中「利用料金の全額」を削り、同条第 2 号中「利用料金の 2 分の 1 の額」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年10月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の天理市立地域活動支援センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金の減免については、なお従前の例による。

天理市立地域活動支援センター条例新旧対照表（議案57号）

改 正 案	現 行
<p>（利用料金の免除）</p> <p>第9条 指定管理者は、<u>利用者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用料金を免除することができる。</u></p> <p>（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助を受けている世帯</p> <p>（2）世帯主及び世帯員の当該年度分（4月から6月までの月の利用にあつては、前年度分）の市町村民税非課税世帯</p>	<p>（利用料金の減免）</p> <p>第9条 指定管理者は、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める利用料金を減免することができる。</u></p> <p>（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助を受けている世帯 <u>利用料金の全額</u></p> <p>（2）世帯主及び世帯員の当該年度分（4月から6月までの月の利用にあつては、前年度分）の市町村民税非課税世帯 <u>利用料金の2分の1の額</u></p>